平成２１年（フ）第８９０号
神奈川県厚木市妻田南２丁目５番28号
債務者　阿部　大一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９７号
神奈川県厚木市妻田北３丁目33番３号
債務者　金野　美香
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１１号
神奈川県平塚市宮の前２番８―1502号　齋藤方
債務者　星　　宗明
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１４号
神奈川県小田原市江之浦35番地の３
債務者　太田　慎一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３号
神奈川県小田原市酒匂６丁目８番６号　アベニュー西湘101号、旧住所埼玉県狭山市中央４丁目15番13号
債務者　多田　実穂（旧姓新藤）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３９号
新潟県新潟市江南区五月町２丁目４番１号　コーポライラック201号
債務者　服部　和代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３７号
新潟市中央区新和２丁目13番７号　サプライム茅原Ｄ103号
債務者　林　　岳人
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５５号
新潟市北区木崎1184番地13
債務者　前田まり子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６４号
岐阜県土岐市泉町大富1635番地　コーポ泉101号
債務者　髙木　敏江
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２６８号
岐阜県多治見市大原町１丁目53番地の15　實法院實方
債務者　實法院　満
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７０号
岐阜県土岐市駄知町1737番地の３
債務者　梅津　孝一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７６号
岐阜県中津川市苗木6262番地
債務者　小川　美保
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１号
岐阜県恵那市武並町竹折1648番地191
債務者　牛山美奈子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成１９年（フ）第２０２５号
堺市堺区協和町２丁120番地１　西団地20号館306号
債務者　河岡　正広
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
堺市堺区向陵東町３丁８番１　ファミールハイツナカモズ820号
債務者　里中　ちこ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目532番地の１　狭山スカイハイツ205号室
債務者　兵頭　共代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９６号
大阪府高石市綾園１丁目10番１―308号
債務者　中国菜酒家天**囍**こと　元田　宜志
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係